

令和3年8月吉日  
鹿児島相互信用金庫

## 反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みについて

平素は、当金庫をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、平成20年10月1日、反社会的勢力との関係遮断に向けた取り組みとして普通預金・当座預金をはじめとする各種預金取引や貸金庫取引、融資取引その他の取引、当金庫が提供する各種サービス等に「反社会的勢力管理規程」を設けさせていただいております。

また、政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせ）等を踏まえ、平成22年9月1日、各種預金規程等に暴力団等の反社会的勢力を排除する条項（以下「暴力団排除条項」という）を導入し、現在は下記の対応を実施しております。お客様におかれましては、なにとぞ、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 実施内容

次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）
- (2) 暴力団員等と次の各号のいずれかに該当する関係を有する者
  - ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 2. 反社会的勢力の行為要件

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または、金庫の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

## 3. 対象となる取引

下記の規定が適用されるすべての取引

預金・積金共通規定、当座勘定規定、貸金庫約款、保護預り規定兼振替決済口座管理規定、  
投信取引約款、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定

※各規定をご希望の場合は、下記にお問い合わせください。

以 上

**【本件に関するお問い合わせ先】**  
鹿児島相互信用金庫 法務コンプライアンス部  
TEL: 099-259-5222(代表電話)